



プロジェクト指定寄付金管理規約

1. 基本原則

プロジェクト指定寄付金は、寄付者が何に支援するのか明確な意思表示が表されている寄付金である。ADRA は、寄付者の意向にそって有効に活用しなければならない。

2. 管理費

プロジェクト指定寄付の 20%～30%を以下の使途に充当する。割合はプロジェクトごとに理事会が定め、寄付募集時に団体ウェブサイト等において開示する。

- 1) 寄付事務管理費
- 2) 団体の運営管理費
- 3) 団体の財務基盤の維持及び財務上の義務の履行に必要な費用
- 4) 他の公益事業または緊急的に必要な事業

3. プロジェクト指定寄付金の管理

- ・プロジェクト指定寄付金は、会計上、Allocated Fund として指定された寄付金ごとに預かり金として管理される。
- ・プロジェクト実施に伴い、事業管理に従って、プロジェクト指定寄付金は活用される。

4. プロジェクト指定寄付金の清算

プロジェクト指定寄付金は基本原則にあるように寄付者の意思表示のある寄付金であるから、そのプロジェクトのために活用されることが望ましい。しかし、プロジェクト終了等により、その寄付金がそのままでは活用されないことが明確な場合、他のプロジェクト指定寄付金に振り替え、有効に活用できるようにする。

1) プロジェクト指定寄付金の清算基準

- ・プロジェクト終了後 1 年以上を経過していること、もしくは、1 年以上資金の動きがないこと
- ・ボランティア・プログラムの場合には、事業終了時におこなうこと。

2) プロジェクト指定寄付金の清算方法

- ・開発事業の場合は、プロジェクト指定寄付金の開発事業資金へ（Development Fund）
- ・緊急事業の場合は、プロジェクト指定寄付金の緊急援助資金へ（Urgent Relief）
- ・人材育成事業の場合は、プロジェクト指定寄付金の人材育成資金へ（Development of Human Resources）
- ・但し、プロジェクト目的が同じプロジェクト指定寄付金に振り替えることもできる。



- ・ 一般寄付金へ振り替えてはならない。但し、プロジェクト実施中に一般寄付金より振り替えが発生した場合、その振替金額を上限に一般寄付金に振り替えるものとする。

3) プロジェクト指定寄付金の清算手続き

- ・ ADRA 行政委員会にて検討し、理事会へ提案する。
- ・ ADRA 理事会において承認を得る。

付則

- 1 この規約は、2006 年 6 月 18 日より施行する。
- 2 2026 年 7 月 9 日より、本改訂版を施行する。

以上